

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者： _____ 様

事業者： ナイスケアリング大田原かじや

令和5年4月版

訪問介護サービス重要事項説明書

1 はじめに

当事業所はご利用者に対して訪問介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

事業の目的	株式会社ナイスケアリングが開設するナイスケアリング大田原かじや 指定訪問介護事業所（以下「ナイスケアリング大田原かじや」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供をおこなうため、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする
事業の方針	<p>利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p>

2 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ナイスケアリング大田原かじや （法人 株式会社ナイスケアリング）
所在地	栃木県大田原市加治屋94番地106 コーポ吉崎101 0287-47-4171 0287-47-4172
介護保険指定番号	0971001433
サービスを提供する地域と実費がかかる場合について （事前に文書による説明をした上で支払いに対する同意を得て実施）	<p>通常地域 大田原市（旧大田原市） 那須塩原市（旧西那須野町） 上記以外の地域については可能な限り利用者の相談に応じるものとする。</p> <p>通常の事業の実施範囲を越えてから片道おおむね5キロメートル未満 300円</p> <p>通常の事業の実施範囲を越えてから片道おおむね5キロメートル以上 5キロメートルを増すごとに 300円</p>

(2) 営業日と営業時間

月～金	<p style="text-align: center;">午前8時30分～午後5時30分</p> <p>*ただし国民の祝日、8月13日～8月15日及び12月31日～1月3日までを除く。</p> <p>*上記以外の営業日・時間については可能な限り利用者の相談に応じるものとする。</p>
-----	--

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名以上		1名以上
サービス提供責任者(兼務)	介護福祉士	1名以上		1名以上
サービス従業者	介護福祉士 介護職員初任者研修修了者 あるいは 上記の資格と同等以上で認められるもの		1名以上	2名以上

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 7:00~8:00	通常時間帯 8:00~18:00	夜間 18:00~21:00
平日・土	○	○	○
日・祝日	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清 拭 ⑤ 体位変換 ⑥ 移動・移乗の介助
⑦ 自立支援のための見守りの援助 ⑧ その他必要な身体介助

(2) 生活援助

- ① 買い物(代行) ② 調 理 ③ 掃 除 ④ 洗 濯 ⑤ その他必要な生活の援助

(3) その他サービス

- ① 介護相談 等

(4) 通院等乗降介助

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金(料金表)の1割(所得により2割又は3割)です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表一基本料金・通常時間]

身体介護	20分未満	20分以上 ~30分未満	30分以上~ 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
	167単位	250単位	396単位	579単位
生活援助	20分以上45分未満	45分以上		
	183単位	225単位		
通院等乗降介助	99単位			

※ 1単位は10円です。(大田原市については地域区分の加算として大田原市については7級地(1単位10.21円)となります。

※ 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。

※ ケアプランに基づきやむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。

※ 初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)は、200単位

※ 介護職員処遇改善加算につきましては加算決定後文書により周知いたします。

※ 特定事業所加算につきましては加算決定後文書により周知いたします。

◆別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定事業者が、指定サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。

該当に○	内容	加算単位数	利用者負担額
	特定事業所加算 (I)	所定単位の 20/100	原則、左記の 1 割 (所得により 2 割又は 3 割)
	特定事業所加算 (II)	所定単位の 10/100	
	特定事業所加算 (III)	所定単位の 10/100	
	特定事業所加算 (IV)	所定単位の 5/100	
	加算なし		

該当に○	内容	加算単位数	利用者負担額
	福祉・介護職員処遇改善加算 I	13.7%	原則、左記の 1 割 (所得により 2 割又は 3 割)
	福祉・介護職員処遇改善加算 II	10.0%	
	福祉・介護職員処遇改善加算 III	5.5%	
	福祉・介護職員処遇改善加算 IV	IIIにより算出した単位(1 単位未満の端数四捨五入) × 0.9	
	福祉・介護職員処遇改善加算 V	IIIにより算出した単位(1 単位未満の端数四捨五入) × 0.8	
	加算なし		

該当に○	内容	加算単位数	利用者負担額
	特定処遇改善加算 I	6.3%	原則、左記の 1 割 (所得により 2 割又は 3 割)
	特定処遇改善加算 II	4.2%	

該当に○	内容	加算単位数	利用者負担額
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×2.4%	原則、左記の 1 割 (所得により 2 割又は 3 割)

(2) 交通費

通常のサービスを実施する地域以外にお住まいの方は、2-1の通りサービス従業者が訪問するための交通費をいただく場合がございます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただく場合がございます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先：0287-47-4171)

①	ご利用日の前営業日の 17 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無料
②	ご利用日の前営業日の 17 時 30 分までにご連絡がなかった場合	1000円

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はおお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はおお客様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月までに当月分の料金を請求いたしますので、25日

までにお支払いください。お支払い方法は、原則銀行または、郵便局引き落としとさせていただきます。

- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
 - ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
 - ⑥ 訪問するヘルパーの指名は出来ません。アセスメントの結果、同性介助の必要性、ヘルパーの修練度、ご利用者様の個別の状況に応じて事業所で判断させていただきます。
 - ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。
 - ⑧ 出来るだけご希望に添える様努力いたしますが、人員の状況、交通状況や天候等の事情により多少のお時間のずれが生じる場合がございます。時間の変更については可能な限り、早めのご連絡を致します。また、計画後、ご利用者あるいは事業所の都合により当該支援をおこなう事が困難な場合には、ご担当のケアマネージャーへの報告を行い、3者の協議により時間、曜日の変更を行います。また、サービス担当者会議等の結果、回数が増える、支援内容が変わるなどの際にはケアプラン及び訪問介護計画の変更を行います。
- (5) 介護保険の給付とならないケース
- 介護保険の給付限度額を超えてサービスを利用される場合又はケアプランによる計画の無いサービスにつきましては介護保険の対象になりません。
- ケアプランに位置付けられ介護保険による給付が認められるサービスでありかつ給付限度額を越えている場合は利用料の全額がご負担となります。
- また、ケアプラン・訪問介護計画等に位置付けられていないサービスにつきましてはお受けすることが出来ません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

- ※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ※ ご利用者のご希望又は当事業所がサービスに対して他の事業所のほうが適切であると判断した際は、ご利用可能な事業所の情報を懇切丁寧に提供いたします。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、可能な限り終了1ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合。
- ④ その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当ステーションや当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った

場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきたく場合がございます。

- ・ 本人様・ご家族様・代理人様による反社会的な活動の勧誘、威圧、暴言、暴力等の不法行為があった場合に対しては即座にサービスの提供を中止・契約の解除とともに警察・各行政機関への報告を行います。
- ・ 人員不足等やむを得ず利用のお断りをさせて頂く場合にはご本人・ご家族・代理人への説明を行うとともにお近くのサービス提供事業者の情報提供を行います。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行いません。

*当事業所は、サービス中の事故について 介護事業者賠償責任保険に加入しております。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族又は代理人	氏名	
	連絡先（日中連絡の取れる）	
主治医への連絡基準		

7 サービスに対する苦情相談窓口

1 当事業所の行ったサービスについてご不満な点やお困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談下さい。誠意をもって迅速に対応いたします。

2 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

ナイスケアリング大田原かじや TEL 0287-47-4171 FAX 0287-47-4172

住所 大田原市加治屋 94 番地 106 コーポ吉崎 101

担当窓口 管理者 石橋孝倫

行政機関苦情受付機関

名称	所在地
栃木県 健康国民健康保険団体連合会	TEL 0286-43-2220 住所 宇都宮市本町3-9 合同ビル6階
大田原市役所 高齢者幸福課	TEL 0287-23-8678 住所 大田原市本町1-4-1
那須塩原市役所 高齢福祉課	TEL 0287-62-7191 住所 那須塩原市共墾社108-2
矢板市役所 高齢対策課	TEL 0287-43-3896 住所 矢板市本町5-4

8 第三者評価の実施

第三者評価の実施については現在実施されておりません。今後実施を行った場合には、実施の有無、実施日、実施した機関、評価の内容について情報を開示できるように致します。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 奥村 友

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

11 会社の概要

社名 株式会社ナイスケアリング
設立 平成29年5月
所在地 栃木県大田原本町一丁目2714番地 (ビルラポール1F-B)
代表者 代表取締役 奥村 友
事業内容 訪問介護事業、居宅介護支援事業、障がい者サービス事業
一般乗用旅客自動車(福祉限定)事業

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に対し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 所属

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

代理人) 住所

(続柄・ご関係) 氏名

印